

経営企画室から

保護者の皆様へ

マイナンバーの利用について

平成 30 年度より特別支援学校の「就学奨励費」「就学支援金」「給付型奨学金」の認定時に、マイナンバーを利用して所得確認を行えるようになりました。

入学・転入時にマイナンバー関係書類を提出していただいた方は、学部卒業時まで毎年課税証明書を提出する必要がありません。

提出していただく書類は以下のとおりです。

- ① マイナンバー収集台紙(生徒本人と 18 歳以上の世帯員の方)

マイナンバーカード裏面のコピーまたはマイナンバー通知カードのコピーを貼り付けてください。

- ② 本人確認書類(高等部生徒本人と保護者)

マイナンバーカード表面コピー、運転免許証やパスポートまたは身体障害者手帳のコピーを貼り付けてください。(写真付きの面)

※マイナンバー関係書類は、専用の封筒に入れて経営企画室窓口で保護者が提出してください。来校できない場合は、簡易書留で郵送をお願いします。

別紙「手引」に利用目的、提出方法について詳しく解説していますので合わせて御確認ください。